

諸塚村マスコットキャラクター使用規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、諸塚村マスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）の適正かつ効果的な使用に関する必要な事項を定めることにより、キャラクターのイメージ保持を図るとともに、諸塚村（以下、「村」という。）の魅力発信、村のイメージアップ及び地域振興に資することを目的とする。

(キャラクターの名称及び定義)

第2条 キャラクターの名称及び定義は次のとおりとする。

- (1) キャラクターの名称は「もろっぴい」とする。
- (2) キャラクターの図形、色彩、形態、及び設定資料は、村が別に定めるものとする。

(権利)

第3条 キャラクターに関する一切の権利は、村に帰属する。

(管理主体)

第4条 村長は、キャラクターの管理運用を諸塚村企画創生課（以下「担当課」という。）に行わせるものとする。

第2章 使用の許可

(使用の原則)

第5条 キャラクターを私的使用以外の目的（営利・非営利を問わない）で使用しようとする者は、原則としてこの規程に基づき村長の許可を受けなければならない。

2 ただし、次に掲げる使用については、許可を要しない。

- (1) 村、村議会、及び村が設立した団体が、その事業に使用する場合
- (2) 報道機関が、報道又は広報の目的で使用する場合
- (3) 教育目的で学校等の教育機関が使用する場合
- (4) その他、村長が特にその必要がないと認める場合

(使用許可の申請)

第6条 キャラクターの使用許可を受けようとする者は、原則として使用開始日の14日前までに、「諸塚村マスコットキャラクター使用許可申請書（様式第1号）」に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容が確認できる資料
- (2) キャラクターの使用状況が確認できる完成見本等

(3) その他、村長が必要と認める書類

2 前項の申請内容に変更が生じた場合は、「諸塚村マスコットキャラクター使用変更申請書（様式第2号）」を提出し、村長の承認を受けなければならない。

（使用の許可及び条件）

第7条 村長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは「諸塚村マスコットキャラクター使用許可書（様式第3号）」を交付するものとする。

2 村長は、許可に当たって、使用目的、期間、方法等について条件を付すことができる。

（使用料）

第8条 キャラクターの使用料は、原則として無料とする。ただし、村長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第3章 使用の制限及び禁止

（使用の制限）

第9条 キャラクターの使用に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) キャラクターのイメージや品位を損なうような使用をしないこと。
- (2) 村の信用又はイメージを傷つけるような使用をしないこと。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体等を応援又は公認しているような誤解を与える使用をしないこと。
- (4) 法令又は公序良俗に反するおそれがある使用をしないこと。
- (5) 定められたデザインを改変したり、指定された色や比率等を変えて使用しないこと。
- (6) 商標登録等の権利を設定する目的で使用しないこと。
- (7) 許諾された目的、期間、態様以外に使用しないこと。

（使用許可の取消し等）

第10条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した使用許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。

- (1) 申請書に虚偽の記載があった場合
- (2) 前条の使用制限事項に違反した場合
- (3) 許可条件に違反した場合
- (4) その他、村長が不相当と認める事由が発生した場合

第4章 雑則

（完成品の提出）

第11条 キャラクターの使用許可を受けた者は、完成後速やかに使用した物件を1部（写

真等を含む) 担当課に提出しなければならない。ただし、提出が困難なものについては、その限りではない。

(責任の明確化)

第12条 キャラクターの使用により、第三者に損害を与えた場合、又は第三者との間で紛争が生じた場合は、使用者の責任においてこれを処理し、村はいかなる責任も負わないものとする。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この規程は、令和7年10月1日より施行する。

